□ □ 足済産業省令第一号 □ 厚生労働省

化学物質  $\mathcal{O}$ 審 査及び製造等の 規 制 12 関 する法 律 昭 和 匹 十 八 年法律第百十七号) 第三条第一 項第四 号並 び

に 化学: 物 質  $\mathcal{O}$ 審 査 及び製造 . 等  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関する 法 律 施 行 令 昭 和 兀 + 九 年政 令第二百二号) 第三条第 項 第

号及び第三号の 規定に基づき、 新規化学物質  $\mathcal{O}$ 製造又は輸入に係る届 出等に関する省令の一 部を改正する省

令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一 部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令 (昭和四十九 年通厚 <sup>上</sup>商産業省 令第一号)の一 部を次

のように改正する。

以下の場合は、 4 様式第二備考2中 定数量が1 別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」い込め、 トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)ま 「別紙として以下の書類を」や「中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造 でに掲げる書類 S. 同2に次のように加 ШК 該数量が1 ァ (′

6) 申出をする年度の製造(輸入)予定数量が1トン以下であることを説明した書面 える。

- $\bigcirc$ びに出荷形態の概要を記載した書面 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質に よる環境の汚染を防止するための措置並
- (8)様式第三備考に次のように加える。 無造 (輸入) しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面
- 4 **別策として以下の1から** して以下の1、2及び7から10までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付するこ 様式第2による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造 ∞ ₩ でに掲げる事項を記載した書類を、 (輸入) 当該数量が1トン以下の場合は、別紙と 予定数量が1トンを超える場合は、  $\overset{\circ}{\sim}$

様式第三別紙8中「冷黙男」だ映画」を削り、同8に次のように加える。

- 9. 取扱いにあたつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要
- 10.1.の使用する者における化学物質の管理体制の概要

様 式第六備考2中 「別紙として以下の書類を」 や「輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造 (繭入

- 以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」以おめ、 予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が1トン 同2に次のように加
- 6) 申出をする年度の製造 (輸入) 予定数量が1トン以下であることを説明した書面

える。

- $\bigcirc$ 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並
- (8)機造 (輸入) しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

様式第七備考に次のように加える。

びに出荷形態の概要を記載した書面

4 様式第6による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造 (輸入) 予定数量が1トンを超える場合は、

別紙として以下の1から5までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合は、別紙と

して以下の1から3まで及び5に掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

様式第七別紙5中「や黙男した書画」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、 当分の間、 これを取

り繕って使用することができる。